

平成 1 4 年 3 月 1 4 日

第 3 回絵下山公園の都市計画変更
に係る環境影響に関する調査専門
部会
議 事 録

事 務 局

都市計画局計画調整課

第3回絵下山公園の都市計画変更に係る環境影響に関する調査専門部会議事録

1 開催日時 平成14年3月14日 午前10時

2 開催場所 広島市役所本庁舎6階 第二会議室

3 出席委員等

(1) 出席者

関太郎 高井広行 地井昭夫 水田國康 渡辺一雄

以上 5名

(2) 欠席者

なし

3 閉 会 午前11時25分

第3回 絵下山公園の都市計画変更に係る環境影響に関する調査専門部会

平成 14(2002)年 3 月 14 日

○事務局（都市計画担当課長） それでは始めたいと思います。ただ今から「第3回絵下山公園の都市計画変更に係る環境影響に関する調査専門部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は、2月6日の第1回、2月21日の第2回の部会に引き続きまして、第3回の部会を開催させていただきます。まず、前回、各委員からいただきました御意見・御質問等に対する事務局の考え方を御回答させていただき、御議論をお願いしたいというふうに思っております。また、さらに検討を重ねていただいたのちに、本部会の取りまとめといたしまして、都市計画審議会への調査報告の内容につきまして、御検討いただければというふうに思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、地井部会長さん、よろしくお願いいたします。

○部会長 本日は、御多忙の中、皆様に御出席いただき、ありがとうございました。本日は全員、出席いただいておりますので、本日の専門部会は成立しております。

さて、本日は傍聴人の方がいらっしゃいますので、あらかじめ遵守事項について説明します。次の事項を守ってください。

- ・ 会議の内容について拍手等をしないでください。
- ・ 騒ぎ立てないでください。
- ・ みだりに席を離れないでください。
- ・ 会場内では携帯電話等を使用しないでください。なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りください。
- ・ その他、会場の秩序を乱したり、審議の妨害となる行為はしないでください。なお、このような行為をした場合は、退場を命じます。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、前回事務局の方で調査検討することとなっていた事項について、説明をしていただきたいと思います。お願いします。

○事務局（都市計画担当課長） はい。それではお手元の方に「第2回絵下山公園の都市計画変更に係る環境影響に関する調査専門部会における委員の意見・質疑項目事項と事務局の考え」というA4の資料を用意しておりますので、これに基づきまして説明をさせて

いただきたいと思います。

前回ペーパーで御意見ということをお願いしましたが、それに関してはございませんでした。前回の部会で6点、質問といたしますか、意見がございましたので、今回まとめておきました。1点目から順に説明をさせていただきます。

「環境への影響を考慮すると、施設建設の施工範囲は極力狭くすることが必要である。どうでしょうか。」という意見でございます。

事務局の考えでございますが、施工範囲につきましては、施工時に支障となる樹木の伐採や土砂流出防止のため、構造物から3m程度の範囲を考えています。なお、施工区域界にはロープを張るとともに、サンヨウアオイの群落付近には標識板を設置することにより、関係者以外の立入りを禁止する予定です。資料1が次のページにございます。ここに取付け道路の位置と太点線で囲っております施工区域を示しております。このように作業区域で立入り禁止のロープを張りたいと考えております。

概念的なものを断面図で次のページに付けております。前回の専門部会でも、この図は説明したと思いますが、これは一般的な標準断面として考えておりまして、こういった斜面の地につけ付け道路を施工するということで、上のり、下のりが生じてまいりますけれども、それぞれ構造物、ブロック積みでございます。それから約3m、これを標準といたしまして施工範囲、作業区域としたいと思っております。3mは標準ですので、地形的な状況によりましては、3mを超えるもの、3mまでいかないものが実施設計等を行いますと、やはり出てくると考えております。標準的な幅ということで3mをなぜ取ったかといいますと、明確な規定はございませんけれども、作業員が2から3名程度で作業することもありまして3m程度ということで現在は考えております。これが1点目でございます。

2点目でございますが、「施設建設の施工においては、実際に施工する者へ留意事項を徹底させる必要があるが、どのように管理するのか。」といった御意見でございました。

施工時における管理につきましては、次の手順を経ることにより、環境に配慮することを考えています。

事業主体、これは施工管理委託会社も含まれますけれども、それと広島市及び関係学識経験者で構成をいたします協議機関を設置します。

事業主体と工事施工者との間で協議の上、環境に配慮した施工実施計画書という計画書を協議機関に対して策定しまして、協議機関に諮り承認をいただき、その上で工事施工者は施工実施計画書の履行を現場作業員まで徹底して、必ず行わせるという中で、協議

機関側は施工状況の確認を行うといった手順で工事を進めていったらどうかと考えております。資料2に組織の概略を考えたものを掲げております。上側の協議会といいますのは、先程の協議機関ということでございます。事業主体、これは広島地区地上デジタル放送送信施設建設委員会ということでございますけれども、その事業主体の横が土地所有者、これは広島市でございます。それと、その下を書いてございます環境専門委員会という学識経験者で構成する委員会を設けます。この3者が主です。先程、言いました施工管理ということで、事業主体の下に書いてございますけれども、こういった管理会社も含めて、その全体で協議会ということで協議組織を作りたい。それと工事施工者、その枠外に出ておりますけれども、そことの間で施工計画書を作りまして、それに基づき一番下に書いてございます、敷地造成工事、移植工事、取付け道路工事に指示・監督といったことで目を光らせるという手順で体制を取っていきたいと考えておるところでございます。

続きまして3点目でございますけれども、資料の方に戻っていただきまして、「テレビ塔に併設する局舎による影響については、どのように環境へ配慮するのか。」といった質問でございました。

局舎の外壁を周囲と調和する色彩とし、局舎周辺への植栽は周囲と同様の樹種により疎林状態とすることにより、周辺環境との調和を図るといったことで考えております。

4点目、「局舎のトイレからの排水はどのようにするのか。」につきましては、局舎トイレの汚物の処理方法は、周辺環境に影響を与えないようにするため、電気による焼却により、汚物を灰にし、外部に排水は一切出ない方式といったことで乾式を考えております。

5点目でございます。「ギフチョウ及びサンヨウアオイ移植後のモニタリングはどのようにするのか。また、維持管理はどのようにするのか。」といったことでございます。

これに関しましては、モニタリングの時期は平成15年度の移植実施に対して移植前の平成14年度から移植後の平成18年度までとし、内容は、尾根筋付近において、サンヨウアオイとギフチョウ卵・幼虫の個体数及びギフチョウ成虫の飛翔状況の確認を行う予定としております。資料3を見ていただきたいと思います。下の方に表がございます。工事は14年度から18年度まででございますけれども、15年度、16年度、この2カ年で土工事を行い、17年度は放送設備工事ということで土の関係の工事ではございませんので、主にサンヨウアオイ、ギフチョウ等に関係します工事としましては15年度、16年度ということでございまして、この上に書いてございますのが、その通年を通して調査するものは、ギフチョウの卵・幼虫とサンヨウアオイの確認調査という ですが、それ

と成虫の数、飛翔確認調査、この二つはそれぞれの土地で全て行うといったことの中で、平成14年度、これは土工事の前でございますけれども、この時に下の表に から まで書いてございます先程の2点と、サンヨウアオイの移植先の検討、試験施工、試験施工のモニタリング、こういった5項目をしたいと思います。

15年度でございますけれども、先程の2つに加えて取付け道路、鉄塔敷地内のサンヨウアオイの移植、移植したサンヨウアオイへのかん水、工事前の立入り禁止区域の現場明示を行い、16年度、モニタリングの開始になりますけれども、先程のギフチョウの飛翔確認と卵・幼虫の確認に加えて、移植したもののモニタリングと産卵状況の確認といったこともしていきます。16年度で工事が終わるわけですが、その後2カ年、17年度、18年度は先程の16年度と同じ調査を繰り返すといったことで、工事に入る前の14年度から工事が終わったあとの17、18年度までの期間、モニタリングをしていきたいというふうに考えております。

それと併せまして表紙に戻っていただきたいんですけれども、維持管理につきましては、サンヨウアオイの生育状況を維持するために定期的な下草刈りを考えており、この維持管理作業には絵下山公園に関する地元活動団体やボランティアなど、市民に参加を呼び掛けることとしたいというふうに思っております。

6点目でございます。「ギフチョウの生息状況及び保護に関する市民へのPRをどうするのか。」といったことでございます。

絵下山公園におけるギフチョウの生息及び保護の必要性については、現地への看板の設置等により市民に対してPRを行うこととしたい。なお、その記載事項につきましては、専門性がありますので、関係学識経験者の意見を踏まえまして決定をしていきたいというふうに考えてございます。

これが前回出た意見でございます。それと、その他、前回配布した資料の訂正ということで説明をさせていただきます。資料4でございますけれども、ギフチョウとサンヨウアオイの性格、この資料の訂正を今回させていただきます。1点目、左側の段でございます、ギフチョウの段でございますけれども、幼虫は5月から6月に成長ということを書いてございますけれども、4月から6月と直していきたいと。それとここに生活環という表がございますけれども、その幼虫と卵の間の線を取りまして、4月から6月に直したいというふうに思います。

それと3点目は生育、生息条件の欄、これはこの欄でございますけれども、成虫の飛翔

行動は、地形や物体の色パターンに左右されるということでございまして、前回、「地上」と書いてます部分を、「地形」に直したいというふうに思います。それとサンヨウアオイとギフチョウの移植ということで右の欄に書いてございますけども、これを「群落内」を「適地」ということに修正したいということでございます。

それと既存便所の汚物処理の形式は、どういったものかということで御質問がございましたけど、現在汲み取り方式でございます。

それともう1点、「工事の支障になりますサンヨウアオイの株数ということですが、6千株調査をしておりますが、このうち支障になるのは600株ということで、図面を見た感じでは1割はないんじゃないか。」といったことがございましたけども、これは各群落におきまして密度の計算をしております。従いまして、それぞれの工事用の道路がつくところの群落の密度が一定ではございませんので、そこらへんを計算した結果、こういった形で1割ということになったということです。これは資料はございませんけれども、補足的に説明をさせていただきました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○部会長 はい。今、ここに配られている別紙の資料については特に説明はありませんか。資料№がありませんが別紙とだけなっている資料については特に何もありませんか。

○事務局（都市計画担当課長） 申し訳ございません。これは資料3の資料でございまして、モニタリングをする前にということで、測定をしていますという資料でございます。

○部会長 モニタリングする範囲が、一番下のピンクで囲った部分ですか。するとプリントが字が飛んでいて見えないんですけど、幼虫調査。

○委員 この全体の四角でしょ。

○部会長 下にピンクで丸くなっているのは？

○事務局（都市計画担当課長） 資料が薄くて申し訳ありません。成虫の調査範囲ということで飛翔確認を行う範囲ということでございます。

○部会長 はい。では説明は以上のようなので、これにつきまして御意見を伺いたと思います。

○委員 はい。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 工事の完成後は、工事のために作った道路は一般の人が自由に通って公園としての散策等に利用可能なんですか。

○事務局（公園計画担当課長） はい。現在は工事用道路ということで考えておりますが、

この道路につきましてはテレビ局側と協議いたしまして、どういう具合にするかというのは今後話し合っていくという状況です。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 今の中で5番、特にモニタリングの話ですけれども、随分このモニタリングというのは重要になるかと思えますけれども、モニタリングのところで、どうなればどうするのかと。要するに評価のところですよ。例えば飛翔状況やいろいろ成虫の、そういうようなサンヨウアオイとか調べて行って、例えば、どの程度どうなったら、どうするのかという、そのところですね。だから例えば極端に言えば非常に打撃を受けた場合には工事をストップするのかどうかというふうな対策的な話が、どこにも触れられていないんですけれども、それはどうでしょうか。そういうことは触れなくてもいいのかどうか。

○部会長 はい、その点についてどうでしょうか、事務局。私の個人的な感じでは資料2の協議会が具体的に決めておくのかなという感じもするんですが、そのへんはどうですか。

○委員 この模式図の資料の2のところでも、評価とか、そういうようなところの議論をするという程のことじゃない、そうなりますよね、実際にこれ。

○部会長 はい、評価というのがないですね。

○委員 ええ。

○部会長 意見はあるということですか。

○委員 はい。

○委員 僕も同じことを、やっぱりこの組織図で報告、報告と上がっていますが、テレビ局、事業主体まで報告が上がって、果たして、そこで判断できるかということですよ。事業主体が、施工管理者が考える。アセス会社がしっかりしておられたらいいですけど、権力はないですよ。そうすると協議だけですから。

○部会長 はい、どうぞ。

○事務局（緑化推進部長） モニタリング調査というのは、当然に我々としても一番気になるところでして、重要なポイントになると思います。今のこの協議会の中で、そういう環境専門委員会、いろんな学識経験者も交えた形でさまざまな意見の中におきまして、モニタリング調査の方法から、その後のデータ処理として、その時点、その時点でより改良措置ということが出来るのかというのは、その都度、その都度考えさせていただくと、

結果的にはなっているんです。それでもって今、例えばこのテレビ塔が、じゃあ現実にはやれるのかということについては、そうではなくて、そこで最善の方法を、こういう協議会の中でいろいろ議論して見出していくという形で非常に抽象的に申し上げて、すみませんけれども、今時点では、そういう考えでやっていきたいなというふうに考えております。

○委員 従って、この組織図で言いますと、報告は事業主体にだけ上がっていったって、それで事業主体から広島市協議というところに出す原稿とするわけですか。

○事務局（緑化推進部長） そうです。その都度、その都度の、各年、各年のいろんな結果も出てまいりますし、その時点で適宜、そういう聞き取りをさせていただいて専門的な観点から、いろんな御指導をいただくことになろうかと思います。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 私も同じことを。今一番聞きたかったところが最後の問いですね。つまり、どこがモニタリングをするのか、それをどこが受け止めて、どこがチェックするのかということです。それで具体的には今のお答えのことのようですが、たぶん問題は2つあって、1つは施工時に計画書は我々の想像で作るわけですが、それで実際に最善が尽くされてるかどうかをチェックするという問題と、それから終わってから後に、どうなるかという問題がありますね。モニタリングを、どこがやって、どこが受け止めてということ。同じところがやることになりますか。実は私の質問は、つまり、このモニタリングを実際にどこがやって、どこが受け止めて、どこに言っていくかというところをもう少し詰めて、お答えがいただきたい。

○部会長 モニタリングの主体がどこかということと、評価の主体がどこかということでですね。

○委員 そうですねえ。

○部会長 それは確かにこの協議会の中でも、次のページの資料案でも主体については書かれていませんねえ。それは、どうなのでしょう。

○委員 もう少し、よろしゅうございますか。

○部会長 はい。

○委員 実は今、全体の御報告を聞いていて私がチェックさせていただいた一つ目が、実は1番に係ることですね。構造物から3m程度の範囲を考えているとありますが、実際に工事が始まった段階で、工事の影響でギフチョウがいなくなるという恐れとの関係でこれを拝見してみますと、3mというのが妥当かなあと。それでこれについてのさっきの御説

明だと、3 mじゃない、一応のあれで、それよりもう少し短い、あるいはもっと長くという、かなり弾力性のある御説明を聞きました。これが一番ポイントだと思ったんです。具体的に申しますと、この資料1の図がございますね。これ、ちょっとご覧いただけると分かると思うんですが、実は一番カンアオイが多い。そして、この部分はカンアオイの密度が一番多くて、実際に産卵とか、ギフチョウの生息にとっても最も重要な位置です。

○部会長 委員、どこでしょうか。

○委員 北側から南に階段をずーっと上がってきて、頂上にこの6つの六角形みたいなものがありますが、これ「あずまや」なんです。

○部会長 はい。

○委員 ここが一番、密度が高い良い場所なんです。実際に3 mといっても例えば、その工事の施工現場全体の中の3 mの中で言えば、この3 mの重要性は、もう比較になりません。ですから、ここのところが、どうなっているかということを、おそらく、もし私が行けば真っ先に見ると思うんですね。そういうことをきちっとやれる体制が一体整っているのかなあということを、工事の施工に関しては非常に危惧しています。

○委員 3 mというのは法面の両側が3 mでしょ。だから全部っていうか、これ斜面があるからよく分からないんだけど。

○委員 この資料1の図面に、実際に立つテレビ塔の位置が書かれていないんで、ちょっと他の図面と対比させればよろしいんでしょうが、私ちょっと今それはできないんですが、私の思い違いでしたら、ごめんなさい。ただ私が理解するところだとテレビ塔が立つところの実際の位置からすれば、私が今、問題にしている右側の場所は、こんなにたくさん削らなくてもよいのではないかというふうに理解していました。ここは、ちょっとデリケートなので図面をもう一度、確認していただければと思います。

○事務局（公園計画担当課長） ちょっと分かりづらいんですが、鉄塔の位置が、あの「あずまや」の右下の方に点線であります。それで局舎が左の方に実線で書いてあります。

○部会長 分かりにくいですねえ。

○事務局（公園計画担当課長） ちょっと分かりづらいんですけども、鉄塔を点線で書いており、四隅に2～3 mmの四角があるのが、これが基礎部分ということになっています。

○部会長 これ、ちょっと今具体的に各委員の先生方の図面の上にマーカーかなんかで入っていただけませんか。ただ、この概要は前回の委員会で示されましたか。私、今日、前

回の資料を持ってないんですけど。前回の資料でまあ、入れていただきましょう、位置を、カラーで。

○委員 実際に、こういうのは本当は50cm向こうで工事していても何もしなければ全く安全なんです。ところが、その50cmを切ってしまうと、これはもうナッシングなんです。ですから、この辺の残され方というのが、これから先も、ここのギフチョウの生息状況に対しては非常に大きいわけで、今その鉄塔の位置が分かりました。そうしましたら、私が今申しております一番カンアオイのたくさんある場所が削られるのは、これはある程度やむを得ないわけですよ。それにしても、この図面で言いますと、その右側と右上側の辺りですね。その辺りは、もう実際に鉄塔が出来るところから本当1mぐらいのところに鉄柵を組んでしまって、そこには立入らないと。そういうふうにする事で、ものすごく大きいです、効果は。それを、その他の場所と同じように、そこから実際に鉄塔の基礎の場所から例えば2mおいて、そしてそこから更に3m無くすとなると、もう大事なところが全部無くなってしまうというぐらい、ちょっとこの辺はデリケートだなあというふうに思いますので、この鉄塔の位置というのは、もう既に検討済みのことでありますから、それをどうこうということではなくて、この鉄塔の位置ということで工事を進めるとすれば、工事の施工に当たっては、この右上、それから右側の部分ですね。その部分の立入り禁止境界の引き方に関して、十分に配慮していただきたいというふうに思います。

○委員 立入りっていうのは一般の人の立入りを禁止しているわけですね。

○委員 いやいや、工事の話です。

○委員 工事を禁止しているわけ。近所の人たち、立入禁止じゃないわけでしょ。

○事務局（緑化推進部長） 工事の施工中に、どっちにしろ施工業者さんは立入るわけですけど、その立入りの範囲を最小限にしてと、今のところには決して行かないように、工事に必要最小限の範囲の中で、立入らざるを得ない部分はありますので、それを必要最小限にしていこうと思います。

○委員 『施工区域界にロープを張る。』上から3行目にあります。私はとてもいいことだと思いました。これは要するに、みだりに立入らないということですから、そこには当然、土砂を置いたり機材を置いたりもされないででしょうし、だからここからあとは広島市として非常に貴重な場所だから、手を付けないでくださいという一つの目印だろうと思うんです。ですから私が申ししたのは、その目印を引く場所を、この辺りではデリケートに配慮するということで。

○事務局（緑化推進部長） はい。まず、この1番のところの3 m程度と書かれている部分で、お話申し上げますけれども、基本的なスタンスとすれば、工事をする際に必要最小限にとどめるというのが基本スタンスです。それが3 mで量の少ない場合もあるでしょうし、必要最小限として若干これこれもあると。しかし工事をする方針の中で十分な標準ということではなくて、必要最小限で抑えて工事を進めていきたいというのが、まず1点は、そういうことです。

それからいろいろなモニタリング調査を行う、あるいは工事の施工方法、いわゆる施工の実施計画というのを施工業者さんが作成されるわけですが、その際に、その中身のモニタリング調査なんか含めて細かな点について、こういう実施計画を作った段階において、この協議会の中で諮らせていただいて、そこでのいろんなまた問題指摘、それからいろいろな改善指導等をいただいて、その中でこういう実施計画をまた修正し、最善の実施計画を作って、それを実施しますので、実施に移っていく段階においていろいろな段階があると思いますけれども、必要に応じて、あるいは主としていろんな検討問題が生じた場合、確認の必要な場合もございますので、その都度、協議会の中でいろいろ御指導いただいて実施していくと。そういうスタンスでございます。

○部会長 今ほど、委員から御質問、他の委員からもありましたけど、この専門部会で議論する範囲がどこまでかという問題があるのかなという感じがしたんですが、実際の工事をモニタリングして判断するという作業は、もちろんここでは出来ないわけですが、ここでやることは私ちょっと頭が悪いせいか、委員の御質問のうち、ちょっと十分に理解出来ない面があったんですけれども、前回までの専門部会で「工事に伴う移植と、また復元」という、そういう一連の作業が、八田原ダム等の事例も含めて可能であると、そういう前提で前回までにこの位置がほぼ了解されたということだと思っんですね。ですから、そういう前提に立てば、コンクリートの法面から3 mであるとか2 mであるとかという具体的な数値を議論しても、実際に工事が始まってみたら1 mで済んだ、あるいは4 m必要だったというような話になるかもしれないんじゃないかという感じがするんですけども。はい、どうぞ。

○委員 今、御指摘されたのは半分正しいといえますが、この間の議論であります。ただ前回の議論でもありましたけれども、やはり移植というのは、それは緊急避難であって、本来はやはり本来の生息地をそっとしておくというのが重要であると。ですから私は、この事務局の考え、計画全体は、それでよろしいんですが、より言えば今、私が申し上げ

たようなこと、つまりそれは後段のことです。つまり現状を出来るだけ、そっとしておくということを踏まえた上での移植の話ですから、その後段の話に関することだけについて私は申し上げた次第です。もう一つ、言葉を添えますと実はこれ、カンアオイっていうのは、カンアオイが実際に繁茂出来る環境というのは、斜面の日射とか、周囲の養分がどうかということもあるんですが、それだけじゃありません。直接これはカンアオイに作用するんじゃなくて、例えば土壌の性格ですね。つまり、どのくらい腐葉土があるとか、その土壌細菌がどんな状態であるとか、あるいはそこにカビなんかが、どれだけ生えておるかという、そういう長年の間に醸成されて、カンアオイが繁茂する状況というのが出来た。これがどんなものであるかということは今、厳密に言い切ることは出来ない程デリケートなんですね。ですからカンアオイの場合には緊急避難的に移植しないと、仕方ありません。従って、それはよろしいのですが、そういうふうにして移植するのは、もうどうしようもないものだけだというふうに私は理解しています。ですから、そのどうしようもないところの境界をどこに引くかということを十分にデリケートに配慮してくださいよというのが私の発言でした。

○部会長 はい。その点については、たぶん事務局も「そのように配慮します。」ということ以上は、たぶん出てこないと思うんですけども。

○委員 ちょっと先程の委員の言われた意味は、この資料1によります立入り禁止区域自体のカンアオイ生息範囲内の立入り禁止区域のカンアオイは全部、移植するっていうことですね。

○委員 立入り禁止区域のね。それは、もちろんそうです。

○委員 そういうことですよね。だから委員がおっしゃるのは、その辺をもう少し狭めよとか。

○委員 そうですね。自然の周りとか。

○委員 そういうことでしょ。

○委員 いや、そうじゃなしに、もう立入り禁止区域の施工する部分のは、もうこれは、ある意味では、もうやむを得ないというふうに私は理解している。

○委員 ええ、僕もそういうふうに思って、それが3m両サイドっていうのは、いいかどうかはに別して、もうやむを得ないでしょうね。

○委員 ええ。私が申ししたのは、ですから立入り禁止区域の線を引く場所をもう少し鉄塔の方に近づけて立入り禁止の場所をもう少し広げてもらえないだろうかということ

す。

○部会長 それに関連して違った局面で二つの問題が私は出てくるように思うんですが、一つはこの標準断面図に示されていますけれども、これは私は取付け道路、工事用道路の標準断面で鉄塔のものだとは思っていなかった。鉄塔のものと今、説明を聞いた時に、これは取付け道路だと。鉄塔については、僕は施工技術は全然分からないんですけども、4本の脚があるわけですね、鉄塔の基礎。

○事務局（公園計画担当課長） はい。

○部会長 だから、その基礎の部分だけ工事して、何か人間が乗るようなものを使って、鉄塔の4箇所だけ、どのぐらいの範囲が分からないけれども、立入り禁止というか、移植してやったら、この移植すべき範囲が非常に少なくなる。この立入り禁止区域の内部を全部、移植するというふうには私は、ちょっと最初思っていなかったもので、その問題が一つですね。そういう施工技術に関する問題と、それからもう一つ、前回の議事録がないわけですが、そういった鉄塔の位置は「ここで」ということで一応、了解されたわけですよね。これ、もし移植の範囲を限りなくゼロにすることであれば、前回は局舎のところに鉄塔を作るという案は議論されなかったんではなかね。局舎のところに鉄塔を作って、局舎はまた別な位置に考えるということになれば、これサンヨウアオイを移植しなくても済みますよね。そういう議論を、前回のことをもう既に忘れてしまったんですけども、そういう鉄塔の施工技術の問題と、鉄塔の位置について前回、現実には議論されたかどうか、ちょっと事務局の方、お答えできますか。

○委員 ちょっと今の問題に関連して。

○部会長 はい。

○委員 この資料1を見ておりますと、駐車場と書いてありますよね。作業区域内、立入り禁止ロープ範囲の中に。そうすると駐車場というと、どうしても平坦な地形じゃないといけないとすると、今、部会長たちも鉄塔付近の工事断面図を見ていないとおっしゃったものですから、私だんだん心配になってきて、この駐車場の辺りから全部、平坦に削ってしまう予定じゃないですか。この点線の区域だけ。

○事務局（公園計画担当課長） 前回、お渡しした資料の方には一応断面図を付けさせていただいたと思うんですけども、ちょっと向きが反対になっていますが。鉄塔の基礎をベタ基礎でやっていますので、支持地盤まで一応、全面掘削しているわけです。ですから先程言いました、この基礎のところだけやればというのが、ちょっと。どうしても支持地

盤まで出しますので、そういう方法はちょっと無理だと思います。

それから今度は、ずーっとこう切りまして鉄塔の方は盛土するんですけども、局舎の方ですね、前面を一応駐車場として、放送機関等の駐車場を確保しなくてはならないので、残りの部分ですね。こっちの鉄塔の方は自然な形へ戻すと。南側の方は前面が平場になるという計画になっております。

○部会長 はい、じゃあ施工上のその基礎の問題は、今言ったようなことで、ちょっと心配なところでもあるんですけども、技術的にはやむを得ない部分だろうと思います。前回、鉄塔の位置の議論は、そういう意味ではしていないですか。

○事務局（公園計画担当課長） 位置の議論はしなかったような。

○部会長 なかったですか。そうすると今回、改めて位置の議論をするのかどうかということになる。

○事務局（公園計画担当課長） 位置は「これで」という前提であったと思うんですけども。この位置で一応やりますということですね。

○部会長 そういうこと。

○事務局（公園計画担当課長） 変えるという議論はなくて、「この位置で」ということで承認いただいたと思うんですが。

○委員 確認をしたと思いますけれども。

○部会長 それでベタ基礎の必要性があるということで一応、仮の断面、切土の断面、盛土の断面があり、この位置で示されたわけですか。

○事務局（公園計画担当課長） ええ、この断面が付いたこの図面でお話したと思います。

○部会長 ですから、前回までの議論を踏まえますと、おそらくサンヨウアオイ等に対する、チョウもそうですけれども、被害というかプレッシャーを与えることを最小限にしていくと。そのことを協議会で、どのように担保していくかという議論になるんじゃないかと思うんですが。

○委員 そうでしょうねえ。

○部会長 そういうことですねえ。としますと私は、この資料2の協議会の図の中で、先程来、何点が指摘されているんですが、モニタリングの主体と評価の主体、特に環境専門委員会がモニタリングと評価に、どのように係るのがかということについて、もうちょっと具体的なギフチョウの保全を担保できるような仕組みを考えて欲しいというのは何人かの

委員の御質問だったと思います。

○委員 資料3のところですよ。モニタリング計画案というところに、一つ評価システムとか、評価のフローを入れていただいて、きちっとそれを、うまく生かしてもらえれば、それはそれでどうにかなると思うんですよ。これはただモニタリング方法という話だけを書いてあるだけで、意味がやり方ということだけだから、その次にどうするのかという話をきっちり入れてもらおうと。だから、この協議会は協議会で、たぶん施工の協議会のこういうふうな形でなってくるんだから、モニタリングはモニタリングで、どういうふうな、誰がどういうふうにするのかということを、きっちり入れていただいたら、それでいいんじゃないかなという感じがしますよね。

○部会長 もう一遍やるんでしょうか。

○事務局（緑化推進部長） 検討、分析、評価の、そのシステムの流れをどういうものにするのか。

○委員 それと組織と。

○部会長 私もこの資料2の図を見て、例えば土地所有者と事業主体とが協議となっていますよね。協議というようなことでいいのかどうかと思うんですけれども。

○委員 資料2というのは、施工のための協議会、施工を中心としたという意味の話で、ただ、そういうふうな、別に評価は。

○部会長 いや、これ施工のためじゃなくて、ギフチョウに係る環境影響を最小限にとどめるための協議会じゃないですか。

○委員 だから、もう一つ、評価委員会みたいなものがきちんとあって、それがこっちにやってくるんだらうと思いますよ。そこで、どういうふうな形でやっていくのかということとをここで議論すると。

○部会長 特に私は、このギフチョウに係る案件というのは、テレビ塔に係る案件であると同時に収支に係る案件ですから、土地所有者が環境専門委員会の意見を聞いて、事業主体なり工事施工者に対して指導できるような体制でないと、協議して施工の方から「いや、それは施工上ダメですよ。」と言われてしまうと、実際、環境保全が図られるのかどうかという心配がある。

○事務局（都市計画局参事） いいですか。

○部会長 はい。

○事務局（都市計画局参事） 工事に係る体制とモニタリングで現在考えているのは、事

業主体がメインでモニタリング調査をすると。その評価とか、それに対する対応等につきましては、協議会という大きな組織の中で承認を得るとか、そういう形でチェックするという体制に、今のところ、同じテーブルについて、その判断、検討するという協議会の流れを整理をして書かせていただくということでいかがでしょうか。

○部会長 一つのテーブルに着くというけれども、このフロー図で言うと環境専門委員会は、土地所有者に対してしか意見を言えないようになっていますよね。

○事務局（都市計画局参事） ですから協議会そのものを運営といいますか、位置づけと役割というのを、この関係者が合意をして、チェックするというところで、そのモニタリングを見て、それに対する評価とか、あるいは今後の対策等を、この協議会で考えた上で事業主体で行うという、これで進みますと発注者である事業主体と官の発注がありますので、そこに参加するときに、そういう役割分担というのを確認した上で協議会に参加していただいて、それから施工会社に指示、指導していくというような形がイメージ的には、どうかなと思っていますが。

○部会長 今のようなことでということなのですが、今の参事さんのお話だと、この資料2の組織図はこのままでということですか。

○事務局（都市計画局参事） ここに書いております資料は現実的な関係だけで、協議会でやる中身とか、それが施工会社にどういうふうにやらせるかということがありませんので、もっと今後、具体的な役割を作らせていただき、先程、委員の御指摘がありました評価システムと、万一の事故といいますか、変な状況になったときの対応とか、そういう役割をその協議会の方へ持たしていただいて、それを前提にメンバーに入っていて、そこで監視、あるいは、そういうことをやっていくということになるのかなと思います。

○部会長 ですから、たぶん仮のあれですけども、モニタリングという行為そのものは施工管理会社あたりがやるんじゃないかという感じもするんですが、そのための発注は事業主体でしょうが、そのモニタリングの結果を土地所有者なり環境専門委員会は、評価して勧告するぐらいの具体的な文言がないと、「ああ、モニタリングの結果を考慮した。」「ああ、そうですか」というように、それに対して意見だけということだと、その意見がこの土地所有者から協議会を通して事業主体にきちっと伝わっていくという担保がされないと思うんですね。そういう意味では環境専門委員会は少なくとも評価と勧告というぐらいの文言をここに入れておいていただかないと、たぶん委員方の不安は消えないんじゃないかなと思います。

○事務局（都市計画局参事） 一つの例ですが、協議会のところで施工会社に矢印が引いてあるのは、施工管理会社と事業主体だけですよね。それを取りまとめた協議会から矢印を出して施工会社の方へ指示とか指導とかいう監視をしていくというイメージになるのかと思うんです。

○委員 よろしいですか。

○部会長 はい。

○委員 今ので一応よろしいかと思いますが一体、今の議論で何が起こったかということについて、私の考えをちょっと整理させていただきます。この資料2を見ても分かるんですが、結局この間の議論のまとめなんですが、この間の議論のまとめというのが結局、施工業者の方は、「これだけのエリアを作り、ここへ移植するから、もう好きなようにしますよ。」、そういう形で何か話しが終わっていて、たぶんまたそれが実際に現実的にはやりやすいんだと思うんです。ただ、今、私が発言して問題にしましたのは、前回の議論では実は、そこまで気になっていながら立入っていなかった施工のやり方の問題だったんです。ですから手続き上は今、御説明があったとおりでよろしいかと思います。敢えて一言申し足せば、施工業者に我々が案を投げる前に、施工業者の設計段階で、今言いました骨子で資料1を見ますと、かなりの広いエリア、これはもう話が決まったら、もう更地にしようとか何にしようとか私たちは何も言えない。「そのエリアにあるカンアオイは移植するからいいですよ。」と。それだけで、もし話を済まされてしまうんだったら、「そのエリアの線引きについて、ちょっともう少し一言ありますよ。」ということであったわけですから、このへんの意を汲んでいただいて、特にこの図面では、この右上、つまり北東と右下、南東ですか、鉄塔の位置に対してですね。鉄塔の位置の脚の、その辺りの部分については、「ここが一番大事なんだよ。」ということを十分に含んで、設計図まで書いていただけるような一言を言っていただいて、それで投げ出してもらおうと、もうそれ以上私たちは何も言えないし、言うことはないと思う。

○部会長 いや、でも委員が「そういう一言があれば」っておっしゃいますけど、実際に工事が始まった場合、委員の御心配をそんなくすれば、実際にそういう移植なり再移植というか、復元というようなことが、一定の効果を発揮するとか、ほぼ成功するためには、私は言葉は適切ではないんですが、環境専門委員会のメンバーが立入り検査するぐらいのことをしないと、工事現場で生態的な環境の保全を確保するっていうのも難しいんじゃないかなという感じがするんです。

○委員 ただ私も分かっていますので、冒頭言いましたように「ロープを張る位置をもう少しデリケートにしていただけませんか。」と言うぐらいしか言えないんだというね。

○委員 今、委員や部会長が心配された、私も同じでありまして、ちょっと私が想像する工事の手順を申し上げますので、それでいいかどうか、分かる範囲でお答えいただきたい。まず資料1の作業区域（立入り禁止保護区範囲）というところがありますね。その中の立木を全て伐採いたします。伐採した立木は工事用道路を使用して、どこかへ搬出。あずまやを撤去して、どこかへ搬出。続いてブルドーザーを持ち込んで工事用取付道路のついた位置から全部この範囲を平坦に削っていきます。ですから、この点線の範囲は全部、山を削ったような更地に一遍してしまいます。問題はその時に出土の土をどうするか。一般の今まで私が見てきたような工事だったら隣接する土地へ土捨て場を設定します。ですから隣接する土地に仮にその土が置けるだけの、また伐採を行います。その伐採した樹木をまた搬出して、搬出すればいいんですけども、その辺の林にほったらかしするのが普通です。そして、そこに一遍土を置きます。それで基礎工事をやってアンテナが立ち、局舎が建ったら、その土を今度は元の斜面のように直す為に、アンテナの根元なんかに戻さなければならないと思います。そして、その上へ芝を張ります。この工程でいかがでしょうか。

だから結局、この資料1の点線の範囲は、全部スパーッと切って平坦にする。その時の土をどこへ持っていくか。仮に置く場所をどこにするかと。この工事用道路を通過して、ずっと延々と他へ持っていくというようなことは、まずしないと思います。だからこのすぐ近い所へまた森林を伐採して、置かないといけなから。

○事務局（公園計画担当課長） はい、よろしいですか。委員が言われたのは一般的な林道とか、結構そういう状況で、一番安価に仕上がるからということでやっておられると思うんですけども、一応ここはギフチョウがいるということで、そういう面で、この断面図の方で伐採範囲は、この範囲で。

○委員 ええ、これは道路であって、例えば土捨て場はどうするんですかと。

○事務局（公園計画担当課長） それは今はホームテレビの敷地の方へ持っていくということで考えております。この図面です。

○部会長 それは工事用道路を通過してですか。

○事務局（公園計画担当課長） ええ、そうです。

○部会長 人間が担いで持っていくんですか。

○事務局（公園計画担当課長） いえ、そういう意味で先行して取付け道路を作って、この道を使って持っていきます。

○委員 だから現在、駐車場になっているところですね。

○事務局（公園計画担当課長） そうです。

○部会長 すると、今おそらくここで細かい工事の仕様まで決めるというか、それはたぶん、この専門部会の仕事を越えると思いますので、私はやっぱり、この協議会を先程の専門委員会とかを含めて、この協議会の機能というものをどういうふうに設定するのかということを、ここで今日、ごく基本的な部分について合意が得られれば、あとはそちらの方に、これからの工事の具体的な内容について、あるいは具体的な勧告なり指導については、もう任せていくしかないんじゃないでしょうか。

○委員 はい、もちろん、その通りだと思っています。それで今、委員が縮小したいというお気持ちはよく分かるんですが、現実には今、私が言ったような方法を、もし取れば、この資料1の作業区域という点線から、更に外側に最小5 m、下手したら10 mぐらいは影響が及ぶと。だから厳密に工事を、この範囲内でやったとしてもブルドーザーが入ってきて、ガーガラガーガラこの土を全部取ったら、その点線から10 mぐらいの範囲は私はチョウに影響が及ぶと思います。

○委員 でしょうねえ。いや今、先生の非常にリアリティーのあるお話で大変「なるほどなー」と、私は素人ですから。そうしますと、やはり仕方のないことですが、実際に工事の図面を引かれる方に「今、広島市の財産に手をつけているんだよ。」ということを強く言うていくことしか無いですね。それで実際に、おそらく線を引く人は、「まあ、これぐらいは」ということで引かれるんじゃないかと思うんですよ。そのときに、「この辺は、ちょっと『まあ』じゃあないよ。」と。「こちらの方は『まあ』でもいいけどね。」ということまで配慮していただけたらというぐらいしか私は言えないし、またこの場では言うことはないだろうと。この場でも、やはり基本的に言えることというのは、やはりこの環境というものの重要性を我々が十分に考えているということを施工業者に伝えるということしか無いわけです。

○事務局（緑化推進部長） 今のお話に対して、我々の基本認識論といいますか、そういう話をちょっと聞いていただきたいと思うんですけれども、我々公園管理者、それからデジタル塔を建設するテレビ放送各社の建設委員会、その認識等としても、この絵下山の重要性というのは、特に意を強くしておるわけです。実施にあたっては現公園管理者、それ

から建設委員会、施工管理者、施工業者など、この一連の流れの中で係わりを持つ全ての人が、そういう認識をいかに持つかということになるわけでございます。前回の委員会の中でもモニタリング調査が必要ではないかという貴重な提示をいただきまして、我々としても、この絵下山を大事に守っていききたい、そういう中で最大限、構造物への影響、地山への影響を最小限にしていくぞということの中で、そのチェックとして、あるいは御相談、基本的な御指導をいただくということの中で、そういう協議会を設置して、協議会と公園管理者、それから建設委員会、施工業者まで含めて、そういう認識を強く持ち、かつチェックをいただきながら実施していききたいと。決して我々の認識としては絵下山というものを通常の工事というふうに考えておりませんので、ここの環境、特にギフチョウ、あるいはサンヨウアオイ、それ以外のいろんな自然生態系を守っていこうという強い意志でございますので、そういうことの中でやっていきたいなということで思っております。

○部会長 今の部長さんの御意見は分かりますけども、先程、委員もお聞きになったようにモニタリングのシステムを決めないと。モニタリングの評価項目といいますかねえ、要は「この点だけは調べましたけれども何でもありませんでした。」という形でモニタリングされてしまったのでは、本来の意味がありません。それで私ちょっと提案ですけれども、今日本日、非常に御議論いただいておりますけれども、事務局の方から審議会の報告書の案が配られてますね、皆さんのお手元に。これをベースに、ほとんど同じものだと思うんですけれども、これを聞きながら、更に部会としてどうしていくかという御議論をいただいた方がいいんじゃないかと思っておりますので、先生方、よろしいでしょうか。お手元の方に資料ございますね。これは案でして日付が平成14年3月で日にちが抜いてありますけれども、事務局にお伺いしたいんですが、これを都市計画審議会に報告するタイムリミットというのは何かあるんでしょうか。

○事務局（都市計画担当課長） 本専門部会で御審議していただいた後に、その結果に基づきまして都市計画の手続きの方に入らせていただきたいというように思っております。手続きと申しますのは、地元への縦覧とか、そういったことになります。その後に、現在考えておりますのは6月若しくは7月でございますけれども、都市計画審議会の方にそれを我々は諮っていききたいということでございますので、一応ここで3月ぐらいで区切りを付けていただきまして、それに基づいて手続きの方に入らせていただいて、その後に審議会へということでございますので、リミットという厳密な日付はございませんけれども、概ね3月いっぱい。この月内にはですね、そういったことで。

○部会長 この審議会に報告するまでの手続きは、ですからこれでいきますと2ヶ月ぐら
いかかるということですね。そういうことですね。今、事務的な手続きのお話をいただい
たんですけれども、事務局からこの報告の案について説明していただいてよろしいでしょ
うか、先生方。じゃあ、特にこの 、 、 という最初の3枚があれかなと思うんですが、
ちょっと御説明いただけますか。

○事務局（都市計画担当課長） それでは（案）としておりますけども、「絵下山公園の都
市計画変更に係る環境影響に関する調査について（報告）」といったことで、部会の方から
審議会の会長の方へ報告するという主旨の報告について説明させていただきます。1枚目
が表紙でございまして、ここに結論といたしまして、記の下に書いてございます「当該変
更については、環境に配慮した都市計画であると認めます。」といった全体の話、ここで
報告ということです。それと添付資料としまして下側にありますけども から までござ
いまして、調査の取りまとめについて、調査の概要について、主な意見等の対応といった
ことで、この報告の内容につきまして説明をする資料を付けるといった形を取ってはどうか
と考えております。

1枚おめくりいただきまして、調査の取りまとめについてといったことで、この部会の中
で議論された点について、まとめをここでさせていただきたいと思います。

○部会長 これは全文読んでいただけますか。

○事務局（都市計画担当課長） はい。項目は1、2、3とありまして、計画の適性につ
いて、工事中の対策について、公園の管理・運営についてと。1回目、2回目と議論して
いただきました中で、この3点が大きく分けて環境に関する検討の中身じゃないかという
ふうに思いますので、この3点に基づいております。1点目から読み上げます。

計画の適性について。デジタルテレビ塔を絵下山公園に設置することについて、放送エ
リアの広狭、ネットワーク構築の難易、電気・人家の有無、アクセス性及び各家庭への負
担により選定した内容は概ね、妥当である。また、ギフチョウ及びその幼虫の食草となる
サンヨウアオイの保全対策については将来、生息環境の保全及び生息区域の拡大が図られ
ることから本計画は適性であると判断するということで、これは都市計画に関するものの
判断でございました。

2点目、工事中の対策につきまして。ギフチョウ及びサンヨウアオイへの影響は、工事
中が最も懸念されるが、施工管理について事業主体、これは施工管理委託会社を含みます。
広島市及び関係学識経験者で構成する協議機関により、環境に配慮した実施計画書の策定

や施工実施計画書の履行の確認を徹底することで、環境への影響を抑制し得るものと判断する。これは先程の議論でございます。

3点目、公園の管理・運営について。本公園整備後のいわゆる希少種等の生息、生育環境が保全されることが必要であるが、以下の対策を行うことにより、その保全が図られるものと判断する。 絵下山山頂の3つのピークの環境が適切に復元され、かなり広い範囲にギフチョウが生息できると考えられるが、市民等の協力による継続的な里山管理（下草刈り等の山の手入れ）や、自然学習の場としての活用が行われるよう仕組みづくりを行う。

ギフチョウ及びサンヨウアオイに関しては、生息環境及び保護の必要性等について、現地に看板（内容は学識経験者等の意見を参考に決定をします）を設置する等により、広く市民に対してPRを行う。 工事着手の前年度から施工後の数年間、ギフチョウの卵・幼虫の個体数及び成虫の飛翔状況並びにサンヨウアオイの生育状況について、経年変化を確認し、必要に応じ保全対策を図る。こういった対応の中で取りまとめを考えてます。

○部会長 はい、ちょっとそこで取りあえず、いったん切ってください。その次の は調査の概要と、 は主な意見とその対応についてということで、これまで説明いただいたことと、かなりだぶっておりますから、この の調査の取りまとめについて議論いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特に2番の工事中の対策についてというところが重要な点、まあ1も3も重要ではありますけれども。

○委員 はい。

○部会長 はい。

○委員 先程、委員がおっしゃった、やっぱり一番施工管理体制が非常に問題があるわけですね。その実施が。今後そのことに関連して追加ですけれども、さっきも参事さんの方から言われたように、その報告がフィードバックしていくのは協議というので広島市へフィードバックして、広島市がここ、意見だけがあるんですけれども、環境専門委員会の方へまたフィードバックして、全体の協議会で対策を作る。だから私は専門部会に出席していますが、私は環境専門委員ではございませんから、全くこれを信頼するということしか意見はありません。どういう方がいらっしゃるのか知りませんけれども。

○部会長 はい、どうぞ。

○事務局（都市計画局参事） モニタリングの実施、あるいは工事施工計画のチェックですね。そういったことと協議会、現在ここ書いておりますけれども、ここの運営システムをもっと具体化といいますか、評価をどうするのかとか、工事会社との係わりとかいうと

ころをもうちょっと整理させていただきまして、ここでは2番の方では抽象的に書いておりますけれども、この資料をもうちょっと具体化したものを添付させていただきまして、先程御意見が出ましたことも加味したような組織に直しまして、またお諮りを今度は個々に、ちょっと時間的なこともございますので、個々にお話させていただきまして、それを付けて報告書にしたいというようなことを考えていますが。

○委員 何回も言いますが、個人的な見解なんですけれども、私は専門委員じゃないわけですね。専門部会は今日で終わりのわけですから、是非お願いしたいのは専門委員会、然るべき人に、ちゃんと対策を取っていただくということを、専門部会の委員としては、もうそれを信頼するしかないということを最後に言っておきたいと思います。

○委員 それから環境専門委員会に、やはりこうした権限を与えるという、そういう何らかの、だからそういうようなことが必要なのかなと思いますね。

○部会長 私、もっと前に質問すべきだったんですけども、この協議会の組織の中の環境専門委員会というのは、これ市の既存の組織なんですか。それとも新たに、このために。

○委員 それ、是非、これから聞こうと思っていたのですが。

○事務局（都市計画局参事） 基本的には新たに作るということなんですけれども、今回の専門部会の仕方も考慮しながら今まで検討していただいた継続性といえますか、そういったものも配慮して、ちゃんとお願ひするようなことになるかも分かりませんが、現状では、現在の専門部会とはちょっと違った位置付けで考えております。

○委員 それが理解できない。

○部会長 だからあれなんですよ。今、参事さんがおっしゃったけれども、この専門部会が専門部会として発足したわけで、その前から渡辺先生なんかが参加される調査会ありましたよね。そういうものの...

○委員 もう解散してるわけですから。

○部会長 ああ、そうですか。

○委員 ええ、あれはもうありません。

○部会長 あれは、もう終わったんですか。

○委員 ええ、あれは結局、3つのピークのうちの、どこにアンテナを立てるとどういう影響が出るかということを議論して、それで今回の国のデジタル放送の方針により、南側のピークにアンテナを設置することが、影響面において可能ですよということを決めて終

わったんです。

○部会長 ああ、そうですか。ですから事務局から今、御説明があって今までの意見を踏まえて、そのような協議会のあり方とかを考えて、また皆さんにお諮りしたいということですが、この部会と前の専門委員会といいましたか、との継続性がやっぱり担保されない、今日お集まりの委員方も「はい、結構ですよ。」とは非常に言いにくいというか不安だというか、心配だということがあると思うんですね。私は、やっぱりモニタリングのシステムをきちっと決めることと、やっぱり評価について、これまで当然だと市も考えておられると思うんですが、これまで積み重ねてきた様々なストックというか財産との継続性、人的な配置も含めてですけれども、継続性をきちっと保障してくれるのかどうかということが、委員がおっしゃったようなことになるのではないですか。

○事務局（都市計画局参事） 組織自体は今回、都市計画のその部会ということですので、それをそっちの方へというのは、ちょっと担保は出来にくいということでございます。継続性につきましては十分、重要なことだと思っておりますので、そこは当然、斟酌しながらメンバー構成につきましては考えさせていただきたいというふうに思います。

○部会長 委員方、今、参事さんの方から、そういう人的な配置についても、これまでの経過なり意向を斟酌して進めていきたいということですので、今の文言は議事録にきちっと残しておいてください。

○部会長 そうしますと、今日の先生方の御意見を踏まえて、特に の調査の取りまとめと協議会の組織図というのでしょうか。そこらあたりについて市の方で再度、資料を作成して持ち回りといいますか、書面上の御意見を求めたいということのようですので、一応、私の方で、その市の方からそういった資料を作っていたものに目を通した上で皆さんの方にお送りして意見を求めるということでよろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○部会長 はい。

○事務局（都市計画担当課長） 今、部会長の方で言っていただきました表現の内容としては、こういうふうにさせていただきたいということが一つあります。先程から事務局の方で言うております組織体制をもう少し明確にしたものなり、そのモニタリングの項目とか、そういったことの考え方等をまとめたものをここに付けるという前提の中で、これを整理いたします。それを皆様方にお諮りを個別にさせていただくことになると思いますけれども、了承をいただきまして資料の完成ということで手続きさせていただきたいという

ことでございます。

○部会長 はい、分かりました。そういうことなのですが、それは先程、一応3月末ぐらいまでに委員方にお配りして改めて御意見をお伺いしたいということですね。

○事務局（都市計画担当課長） はい。

○部会長 委員からいただいた御意見について、その取りまとめで審議会に報告する内容についての最終的な案の確認については、私と事務局に御一任いただけるか、それとも先生方からいただいて再度、最終的な報告原案を皆さんに見ていただくか、そのへんは、どういたしましょうか。事務局のお考えはどうでしょうか。

○事務局（都市計画担当課長） 今回、そういった形で再度、文書、書類によるものの資料をまた用意していただくということになりますので、その際に今回お配りした資料の中で、「この表現はいかがなものか。」とか、そういった意見がございましたら申し添えていただければと思います。それを総合的にまとめまして部会長に相談の上、判断をさせていただきたいというふうに思います。

○部会長 はい、では私も、その皆さんの御意見等を踏まえて事務局のまとめた案について審議会に報告するかどうかの最終的な判断をさせていただきたいと思います。それでは、おそらくその時に先生方に配られる資料の中には、今日もありますけれども、専門部会終了後、回収するものもありますので、回収する資料は、たぶん郵送等の中には含まれないと思いますので、それは確認しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。委員方の頭の中に入れておいていただきたい。

以上、資料の説明とさらに都市計画審議会に対する報告原案の主旨の説明と御議論をいただいたわけですが、今後、書面で先生方の御意見をさらに改正した資料について、御意見を求め、それを私と事務局で相談の上、審議会に報告する最終判断をするということで、よろしゅうございましょうか。大体、委員方のところに資料が送られる日にちの目安はどうですか。あまり厳密でなくてもいいと思います。一週間後ぐらいですかね。

○事務局（都市計画担当課長） 一週間ぐらいで。

○部会長 一週間ぐらいをメドに。

○事務局（都市計画担当課長） メドに。

○事務局（公園計画担当課長） それと組織図なんですけれども、一応ここへ土地所有者、管理者広島市と書いてありますけれども、一応これは現在の土地所有者ということで、工事期間中以降は、この事業者の方の土地になるということで。

○部会長 これ具体的な移転登記は、いつ起きますか。どの時点でございますか。工事が始まる時点ですか。

○事務局（公園計画担当課長） 工事が始まる前になります。

○部会長 ああ、そうか、所有者が変わるんだ。ですから、やっぱりその評価とか、そういうことが非常に重要になってくると思うんですよ。特に日本はヨーロッパ等に比べて私的所有権がケースによって異なるんですけれども、非常に強すぎるという意見も、事の性質によって異なりますけれども、ありますので、やっぱりどういうふうにもモニタリングして、誰が、どう評価するのかということをしっかりしておかないと、あとから先般来、委員の方々もおっしゃったことですけれども、日本の6大都市と政令指定都市の中で唯一ギフチョウが生息している広島市でこれを絶滅させるようなことになれば…。もう生物多様性、地球環境の時代に決定的に重要な、これは僕は政策が試される事業だと思いますねえ。もし、そうであれば、それに係わった我々も非常に厳しい、研究者としての質も問われるわけですから、やっぱり相当きちとした担保措置を講じて、是非工事がスムーズに進むように特段の努力で、これ、おそらく市としても初めての取り組みだと思いますので、安全率を普通の倍か3倍ぐらい持って、是非取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で一応、3回目を終わりたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○各委員 異議なし。

○部会長 はい、どうも本日は長時間ありがとうございました。

○事務局（都市計画局参事） いろいろ熱心な御議論、ありがとうございました。宿題もございますけれども一応、今日で皆さんにお集まりになっていただくことが終わりというようなことでございますので、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、御多忙にも拘わりませず、この専門部会に3回に渡りまして御出席いただきまして誠にありがとうございました。各回、全員出席ということでございまして、大変にありがとうございました。各回におきましては現地調査を始めまして、専門的な立場から熱心な御議論をいただきまして深く感謝を申し上げるものでございます。お陰を持ちまして専門部会として「絵下山公園の都市計画変更に係る環境影響に関する調査結果」を取りまとめることが出来まして、これを部会長さんに説明していただいたところでございますけれども、これを御報告いただけるというような状況になりまして、厚く御礼を申し上げます。簡単ではございますが、最後の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうご

ざいました。